

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第9回）

議事録

1. 日時

令和5年11月6日（月）16：00～18：00

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

ヒアリング対象者等：

- ・ 一般社団法人新経済連盟
 関聡司（事務局長）
- ・ アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社
 恒松幹彦（執行役員 通信・メディア・戦略事業統括部 統括本部長）、藤波恒一（公共政策 シニアマネージャー）
- ・ クアルコムジャパン合同会社
 中山泰方（副社長）、篠澤康夫（政策渉外本部長）
- ・ 財務省
 梶川光俊（国際局 副財務官）、大野由希（国際局 調査課 投資企画審査室長）

総務省：

小森総務大臣政務官、竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、西村事業政策課市場評価企画官

4. 配布資料

- 資料 9-1 一般社団法人新経済連盟提出資料
- 資料 9-2 アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社提出資料
- 資料 9-3 クアルコムジャパン合同会社提出資料
- 資料 9-4 財務省提出資料
- 資料 9-5 これまでの会合の主な意見
- 資料 9-6 今後の検討スケジュール（案）

5. 議事概要

1 開 会

2 議 題

（1）事業者・団体へのヒアリング

- ・一般社団法人新経済連盟
- ・アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社
- ・クアルコムジャパン合同会社

（2）外為法について

（3）これまでの会合の主な意見

（4）その他

3 閉 会

開 会

○山内主査　それでは、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、これより通信政策特別委員会第9回会合を開催いたします。

本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただきます。ウェブ会議での御参加の方につきましては、事前にお送りした資料を御覧いただければと思います。

本日は、通信政策特別委員会における議論の参考とするため、前半で、まずは、一般社団法人新経済連盟の関事務局長、それから、アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社の恒松執行役員、クアルコムジャパン合同会社の中山副社長をお招きいたしまして、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方と、こういう題名でヒアリングを実施したいと思います。各参加者の皆様、お忙しいところどうもありがとうございます。

それで、また、後半で、財務省の梶川副財務官をお招きして、これは外為法について、御発表、御説明いただくと、こういう予定でございます。

本日は、小森総務大臣政務官にお越しいただいております。それでは、小森政務官から御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○小森総務大臣政務官　総務大臣政務官の小森卓郎でございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。本日も、山内先生をはじめまして、委員の皆様におかれまして、お忙しい中、通信政策特別委員会に御参加いただきまして、心より感謝を申し上げたいと思います。

そしてまた、今御紹介ありました、ヒアリングのために御参加をいただきました皆様方にも、御参加に関しまして、御礼申し上げたいと思います。今日、お越しの方々は本当に様々な立場からのお話を伺えるものだど期待をしているところでございます。

まず、新経済連盟でありますけれども、日本で一番新しい経済団体として、これまでも活発に様々な御提言を、デジタルを軸とした経済社会の改革に向けてされているところでございます。

そして、アマゾン ウェブ サービス ジャパンでございますけれども、クラウドサービスのパイオニアとして、世界のクラウド化を牽引されておられる存在だと伺っております。

クアルコムでありますけれども、チップベンダー、非常に高いシェアを持っておられ

るとお聞きしていますけれども、2030年以降の新世代を見据えました、モバイル化の進展について貢献をいただいているところでございます。

このような、それぞれに異なる立場の皆様から多様な御意見を頂戴できることを楽しみにしておりますし、それを受けまして、委員の先生方からの議論がさらに深まっていくということを期待しているところでございます。

後ほど、財務省の方も来られると聞いておりますけれども、皆様方の充実した御議論をお願いいたしまして、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○山内主査 ありがとうございます。

(1) 事業者・関係団体へのヒアリング

- ・ 一般社団法人新経済連盟
- ・ アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社
- ・ クアルコムジャパン合同会社

○山内主査 それでは、早々ですけれども、ヒアリングに入りたいと思います。時間が限られておりますので、大変恐縮でございますけれども、進行管理の観点から、残り時間5分、3分、0分と、事務局で合図をさせていただきます。発表を終了していただくようお願い申し上げます。

それでは、最初のヒアリング対象者でございますが、新経済連盟の関事務局長から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○新経済連盟（関事務局長） ありがとうございます。新経済連盟事務局長の関でございます。座って説明させていただきます。

先ほど、小森政務官から御紹介いただきましたように、新経済連盟は比較的新しい経済団体でございます。情報通信の分野についてもいろいろ提言をさせていただいているところでございます。本日は資料の9-1になりますが、それに基づきまして、説明をさせていただければと思います。

主にNTT法の関係と、電気通信事業法の見直しの関係の話をしたいのですが、その前に冒頭、2スライド目から基本的な考え方を若干説明させていただきます。日本を人、知、

金が世界から集まる国にしたいということで、いろいろな提言をやっていっております。ここに1、2、3とありますが、民でできることは民に、世界的に高い税金の引き下げ、それから新結合の推進、活用ということで、どれも重要であり、相互に関連している話ですが、こういったものに関連する政策提言をさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、3スライド目になります。規制がイノベーションや生産性を損なわないようにするという視点が非常に重要だと考えております。新たな規制の導入であるとか既存の規制の維持、こういったものがイノベーションを阻害しないように、あるいは、それと同じことにはなりますが、生産性を下げないようにということが非常に重要になっております。

この下に書いてありますが、規制対応によるコストの問題ももちろんございますし、それだけではなくて、規制によってイノベーションが阻害するというのも非常に大きな問題。イノベーション、イコール生産性向上だと考えておりますので、その辺り、非常に重要な視点だと思っております。

そういう視点を基に、4スライド目になりますが、今後の通信政策の在り方について、幾つか御説明をしたいと思います。1番目は税制の見直しの話なのですが、今日はその説明は割愛させていただきまして、この項目でいう2と3と4を中心に、御説明をさせていただければと思います。

5スライド目、行っていただければと思います。まず、NTT法についてですけれども、今議論がいろいろされておりますが、ここに書いてありますように、NTT法の撤廃というのは、結果としてNTTの市場支配力が極めて強くなるということになると思っております。これによる独占回帰によって、競争事業者を排除するという効果が非常に強くなるだろうということで強く反対しているところでございます。

懸念点は下に3つほど書いております。一番左からいきますと、電電公社時代に、現在の価値でいうと40兆円と言われているようですが、それに及ぶ公費でつくった設備、局舎とか電柱・管路、光ファイバなどが典型的な設備になりますが、現状の通信事業者、あるいは、関連するサービスを行っている事業者は、全て例えば、光ファイバ等の上に乗っかって、業務・サービスを提供しておりますので、これらの独占による他事業者への不公平な提供というのは大きく懸念されるところでございます。

2つ目ですけれども、NTT東日本、西日本といった通信のドミナント事業者が連携して、競争事業者を排除するという懸念を否定できないと思っております。国際競争力

もこの分野では非常に重要ですが、これはドミナント事業者が単独でそうした競争力をつけるというよりも、事業者間の競争によるイノベーションで競争力が日本に生まれてくると強く思っております。

それから、懸念の3つ目ですけれども、総務省をはじめとする政府の尽力によって実現した携帯電話の低料金化についても、先祖返りして、国民負担が大幅に増大するのではないかとすることも大きな懸念です。そのほか、ここに書いておりませんが、ラストリゾートの役割の問題などもございますので、NTT法の撤廃は反対でございます。

それからもう1点、最後、6スライド目になります。電気通信事業法の抜本的な見直しについてでございます。いろいろ提案させていただいております。もし認識に誤り等あれば御指摘いただければと思うのですが、大分時代が変わって、あらゆるものがICT、デジタルと一体化しているという状況だと思っております。現状の電気通信事業法では何のために何を規制するかというのが少し分かりにくくなっている部分があると思っておりますので、抜本的に整理して、必要な見直しを行うべきというのがこの主張でございます。

左からいきますと、まず、規制対象です。現在では、様々なオンラインサービスがありまして、御案内のように、他人の需要に応じるために提供しているものは電気通信事業で、自己の需要のためにやっているものは電気通信事業ではないという整理のようですが、よくよく見ると、例えばオンラインバンキングは電気通信事業に当たらないという整理になっているなど、よく分からない部分もあって、ここは今の時点ではっきり整理すべきではないか。オンラインバンキングは電気通信事業に当たらないけど、他方で、新聞社の提供するオンラインニュースは電気通信事業に該当するとか、メルクマールがよく分からない。したがって、通信を利用しているに過ぎないサービスは、電気通信事業から外すべきだと考えております。

次に資料の真ん中でございます。電気通信事業者による事故報告義務についてでございます。電気通信事業者によるサービス停止などの場合には、事故の軽重に応じた形で報告義務がございます。電気通信事業者が提供するオンラインサービスに付随するチャット機能のようなものがいろいろな形で提供されている中で、チャット機能についても、事故報告対象になっているということで、この辺りは過剰な規制ではないかということで、報告義務の対象から外すべきだろうと考えております。

それから一番右側です。事業参入の届出制度になります。電気設備を用いて他人の通

信を媒介する事業については届出義務があるところですが、先ほどのオンラインサービスに付随するチャット機能の提供についても対象になります。これについては、そもそも事業参入の届出制の対象から外すべきではないかと思えますし、そもそも通信の秘密とか外部送信規律については、届出の有無に関わらず規制されておりますので、こうした点を考えると、届出制をそもそも廃止すべきではないかというのが提案でございます。

最後に一番下の2行になります。クラウドについてでございます。以前、クラウド事業者についての規制の導入が検討されていたと認識しておりますが、クラウド事業者についても、事業参入届出義務とか技術基準関係規制とか事故報告義務、こういったものは課すべきではないと考えております。むしろ競争の中での消費者による選択で解決するというのが適当であると考えております。

御提案は以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、次に、アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社の恒松執行役員より御説明いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○アマゾン ウェブ サービス ジャパン（恒松執行役員） 恒松でございます。本日はよろしく願いします。

先ほど、小森政務官より御紹介いただきました、アマゾンウェブサービスでございます。御承知いただきましたとおり、クラウドサービス事業者でございます。クラウドネイティブな情報通信ネットワークという観点で、本日はお話をさせていただき、電気通信産業のますますの発展に寄与できればと考えております。

それでは、1ページ目からいきたいと思えます。まず、本日の議論に先立ちまして、AWSの紹介、そしてクラウドのメリット、通信における動向をお話しさせていただき、コメントを要約させていただければと思っております。

まず、1ページ目でございますが、クラウドサービス自身は通信産業の発展とともに進化してきたという背景があると思っております。つまり、通信はクラウドとの関係が非常に高い、共に進化していく深い関係にあると考えています。

AWS自身でございますが、アマゾンのECをサポートしていたITシステムとして、2006年より商用化しております。この登場により、様々なイノベーションの創出に貢献できたと考えております。特に以前は、大規模なビジネスをする場合に事前に巨大な設備投資が必要だったといったような背景がありますが、クラウドの出現により、小さく

スタートしながら、素早く大規模なビジネスができる、そういった観点において、ビジネス方法について、根本的な変革を起こすことができたのではないかと考えています。

その結果もありまして、現在では世界では数百万の価格、そして2ページ目にありますように、数十万の顧客が日本でも使っていただいております、特にコロナ禍においても、この後申し上げるようなクラウドのメリットの世界は、日本の社会の中でも微力ながら貢献できたのではないかと考えております。

3ページが、主なクラウドのメリットになります。4ページ、5ページ目からいかせていただきます。俊敏性、弾力性、特にこちらは数分でネットワークを経由して、ITリソースが準備できるという点です。さらには需要に応じてスケールできることで、様々な投資を抑制することができるだろうといったような話、これが4ページ目、5ページ目になります。

6ページ目になりますが、初期投資の観点でございますが、初期投資を最適化できるというメリットがあると思っています。特に余剰キャパシティを準備しながら投資していくのではなく、必要に応じた利用をしていくことで、投資によらない最適化というものができらうといったような点です。

それから7ページ、8ページに行きます。コスト削減です。こちらコスト削減をする上で、コスト最適化によって、余剰な投資が削減できますが、脱炭素社会への取組というのにも貢献できると考えています。これは後述いたします。

AWSの特徴の1つとしまして、8ページ目には、継続的な利益の還元というのがございます。2006年の登場以来、129回ほど値下げを行うことで、利益をお客様に還元するということを続けさせていただいております。その観点で、イノベーションでございますが、幅広い機能というところで、次のページでお示しさせていただいておりますとおり、クラウドサービスといいますと、どちらかという、コンピュー、もしくはストレージというお話が強いかと思いますが、我々自身は200を超えるサービスを提供させていただいております。それは、コンピューやストレージに始まり、データベース、ネットワーキング、アナリティクス、もしくはマシンラーニングやAI、IoT、VR、AR、こういったようなサービスをサポートさせていただきまして、これらのサービスをうまくキービルディングブロックのように組み合わせることでサービスが提供できるといったようなものになります。これらのサービスは90%、お客様からのフィードバックにより開発されているもので、お客様に貢献しようと考えております。

そして、11ページ目に移らしていただきます。高いセキュリティです。12ページをお願いいたします。まず、AWSでは300を超えるセキュリティ関連のサービスがございまして、100に近いセキュリティコンプライアンスに準拠しております。その中で、お客様の責任共有モデルというものを經由してまして、オレンジの部分がAWSの責任範囲、そして緑の部分をお客様の責任として、これらのコンプライアンスを守れるようにしています。特にAWS側では日本政府のISMAPの認定も受けているような、セキュリティコンプライアンスというのも準備させていただいております。

また、お客さん側については、14ページになりますが、クラウド内にあるデータのセキュリティについて、お客さん自身で責任を負っていただきますので、AWS自身は、お客様固有のセキュリティ要件を満たすための情報、もしくはサービスソリューションというのを提供するような形になっております。

15ページ目になりますが、お客様自身は各国のサービスしている中からリージョンを選べまして、お客さん自身が、その所在についてはコントロールできるという状態になっております。

そして、18ページ目になります。18ページ目は環境面における貢献になります。こちらはサードパーティーのデータも含めてなんですけど、企業のワークロードをオンプレミスのものでデータセンターに移行すると、エネルギーの消費量に付随するCO₂の削減が78%削減できる可能性があるといったようなデータになります。さらにAWSでは、今、2020年の後半までにデータセンターにおける再生可能エネルギー利用を85%まで高めておまして、2025年に100%を目指しております。そういった観点においても貢献できると考えております。

では、19ページ、20ページにいきますが、こちらが1つの通信の事例になりまして、様々なビジネスについて、これまでも、日本でもアプリケーション、モバイルのアプリケーションなどのごとくにクラウドを御利用いただいております。この歴史は10年ほどに、既になります。これらをうまく利用したのがアメリカの事例でして、ネットワークの展開をAWSの基盤上で展開する、自社の設備によらないといったような展開を、DISHさんが展開し始めたというのが一つの例になります。実際の展開も、こういったもので発表させていただいております。

それでは、ここから今回の議論のクラウドのメリットについてお話しさせていただいたわけですが、これらが通信産業のネットワークレイヤーに展開されるということに対

して、いろいろなユースケースが考えられると思っております。特に障害に強いネットワークなど、様々なユースケースが考えられますので、そういった観点でもこの議論が進んでいくこと、心から願っております。

まず、22ページになります。22ページは、前段のメリットから、我々は今回のクラウドネイティブな情報通信ネットワークの前提として、制度を見直すといったようなことについて、非常に敬意を表したいと考えています。今後もAWSはそのような実現のために、全面的に協力したいと考えています。

その上で、一部、コメントさせていただければと思っているのですが、それが24ページになります。実際に実現していくに当たって、今回、技術基準というのか、クラウドネイティブな情報通信ネットワークをつくる上で、非常に古い、古いというのか、クラウドテクノロジーの発展以前につくられたという背景があるので、実現という観点では、多少方針に整合が取れないものが存在していると認識しています。一例でございますが、電気通信番号規制、IMS Iの利用について、端末設備等を識別するための設備を設置することといったような要件になっているというようなこともございますし、この点については、整合性を取ることが必要じゃないかといったことが、1つ目のポイントとして挙げられます。

それから、次のページで、今、挙げさせていただいたのが、その1になります。その2でございますが、もう一つは、クラウド上で今後、展開するに当たって、通信の秘密に関する情報を取り扱うということについて、阻害になるのではないかというような懸念をされるような方々もいらっしゃいます。そういった意味で、クラウドの利用に踏み切れないでいる、こういった事項にも明確な解釈が示されると、より促進できていくのではないかと考えております。

以上ですが、我々では通信事業自身の公共性、重要性を非常に強く認識しております。日本の電気通信事業者の方々に最先端のイノベーションの成果を提供しながら、通信事業の発展に貢献していきたいと考えております。その上で、総務省様、それから、妨げになっている規制について、今後、皆様と協力させていただきながら、適切に対応できればと考えております。

私からは以上にさせていただきます。ありがとうございました。

○山内主査　　ありがとうございました。それでは、前半最後になりますけれども、クアルコムジャパン合同会社の中山副社長から御説明お願いしたいと思います。よろしくお

願いたします。

○クアルコムジャパン合同会社（中山副社長） よろしく願いたします。先ほど、小森政務官に御紹介いただきました、クアルコムジャパン副社長の中山でございます。本日は、通信政策特別委員会において、当社意見をお伝えする機会をいただき、誠にありがとうございます。座ってお話をさせていただきます。よろしく願いたします。

会社概要をお話しさせていただきます。ページを願いたします。私たちクアルコムは、ワイヤレス通信技術に強みを持ちまして、半導体設計、開発をするファブレスの会社でございます。米国サンディエゴに本社を構えておりまして、約5万人の従業員を持ちまして、売上げは22年度において、日本円に換算した場合、およそ6兆円となります。日本には、3つのオフィスを持っておりまして、およそ170名の社員がおりまして、約30年の歴史を持っております。

また、大きな特徴としまして、研究開発に重きを置いておりまして、売上げの約2割程度を毎年、研究開発に投資しております。その投資を半導体、ソフトウェア、ライセンスといった形で回収しまして、次の研究開発へと投資するサイクルを創業以来、およそ40年間、続けてきております。

次のページ願いたします。私どものクアルコムのビジネスユニットのページでございます。当社ビジネスモデルの大きな特徴は、最終製品を持たず、半導体ソフトウェアやライセンスを通じて、当社の最先端の技術をパートナー様に使っていただき、新しい製品、サービスがマーケットへ投入されていくということを支援するテクノロジーエネンブラーというポジションを維持してきていることにあると考えております。

これまで、スマートフォンを中心とした事業展開をしてきましたが、昨今では、コンピューター、XR、ゲーム、IoT、インフラ、自動車、そしてクラウドなどの幅広い分野で利用される最先端の半導体を提供しております。このため、私どもは常に最先端の分野で最先端の技術をマーケットへ、そしてユーザー様へいち早くお届けし、自由で公平な競争の下、ここ日本でも事業を展開させていただいております。

本日はこのような立場から、将来の電気通信事業分野の政策を議論いただいている本委員会において、将来のネットワークやそれに応じた政策の在り方について、要望を述べさせていただきます。

次のページ願いたします。このページは先日のパブリックコメントに対して、当初より提出させていただきました意見の概要をまとめております。2030年頃には、5Gが十分

に普及し、そして6Gサービスが新たに始まり、今まで以上に多様な産業でのモバイルネットワークの利用が本格化していくことが期待されております。情報通信政策においては、技術やサービスの変化が激しいこの分野において、引き続き経済安全保障や公平性、公共性、透明性を確保していくという観点を堅持していただきたいと考えております。

これに対し、昨今は従来の電気通信事業者が担っていた高い公共性をプラットフォーマーと呼ばれる事業者群も担うようになってきているものの、特定企業の動向により、新技術やサービスの不況の動向が左右されるような事態が生じております。プラットフォーマーにより、相互接続性、公平性、透明性などが欠如することにより、利用者にとって大きな不利益が生じ、また、イノベーションが阻害され、電気通信事業の健全な発展が損なわれかねません。プラットフォーマー間のシームレスな相互接続を担保し、利用者にとって、安全安心かつ利便性が高いサービスの提供を確保するという観点が、今後、電気通信事業政策に求められるのではないかとというのが本日の提案となります。

一方、国際競争力の強化という観点から1点お願いしたいのですが、OPEN RANと呼ばれております、O-RANに対する政府からの支援の拡充です。これまでも研究開発等の支援を行っていただいておりますが、海外展開を進めるに当たって、O-RANビジネスが直面する厳しい状況を打開するためにも、柔軟かつ大規模な経済的支援をお願いさせていただきたいと考えております。

次のページをお願いします。当社、クアルコムは、10年前に飛躍を遂げてきた移動通信サービスを、例えば、モデムを例として、技術面から大きく日本のユーザー様を支えてまいりました。例えば世界で初めてCDNAを実用化し、移動通信での利用を開始しましたし、4Gや5Gにおいても、研究開発とイノベーションを先ほどお伝えしましたように積み重ねて、そして、今後も、6Gでも世界をリードしていこう、このように考えております。

次のページをお願いします。このスライドでは5G-Advancedを基盤とする2030年以降の未来のイノベーションの基盤となる6Gについて、簡単に紹介しております。正確な定義づけや、定量的なシステム設計、目標の設定、実装提案にはいまだ時間を要しますが、ここでは6Gで想定されている特徴を幾つか取り上げておりました。今後は、AIネイティブなエンドツーエンド通信、スケーラブルなネットワークアーキテクチャ、新しい周波数資源の利用、デジタルとフィジカルのさらなる融合、そのようなことが、5Gから6Gへ、世界が進化する上で十分必要となってくるのではないかと考えております。

次のページお願いいたします。通信インフラは、旧来の電話等の電気通信事業者によるサービスだけではなく、デジタルプラットフォーマー等が提供する多様なサービスの基礎基盤となるものであります。このスライドでは、その一例として通信、医療、XRなどを示しております。今回の議論は5G、6Gの時代の潮流に合わせて、電気通信事業法の骨格を見直す機会であると考えております。

次のページお願いします。従来、公共性の高い電気通信サービスは、電気通信事業者が単独で提供してきましたが、情報通信サービスの発展に伴い、電気通信事業者が提供するサービスは数あるサービスの中の一つにすぎなくなり、法律が実態に合っていない一面もあるかと考えます。特に、プラットフォームの公共的な役割の重要性が飛躍的に高まり、地政学的側面からの配慮もより必要になってきている点は注目に値すると考えております。

次のページお願いします。最後となりますが、通信事業者が多くの規制を受ける一方、プラットフォーム事業者は規制がなく、アンバランスな状態だと考えられます。この弊害の事例として、現在発生している問題について、幾つか御紹介させていただきたいと思っております。

例えば、日本市場で大きなシェアを有するメジャーな端末は、米国ではミリ波に対応しているものの、ここ日本では対応していないという事例があります。このため、貴重な周波数資源が通信事業者に割り当てられ、資源が有効に活用する責務を帯びている一方で、その資源を十分に活用できず、利用者は5Gのポテンシャルを十分に享受できていないという事例があります。

また、データシェアリングサービスについてもプラットフォーム間でのサービスの相互接続性がなく、あるプラットフォームのユーザーは、そのプラットフォーム間でしか利用することができません。メッセージングサービスについてもプラットフォーム間の相互接続性が制限されており、高い品質のサービスを利用することができません。周辺機器についても同様です。これはプラットフォーマーが相互運用性を否定した結果、ユーザー間の断絶や不利益を招いているケースの事例ともなります。将来、プラットフォームサービスが成長することに伴い、相互運用性が欠如する場合は、利用者にとって不利益が生ずるとともに、健全な電気通信事業の発展、ひいては公共の福祉の増進を損なうおそれが懸念されます。例えば、自動運転に関するプラットフォーマー間の相互運用性が欠如する事例など、分かりやすい状況かと思われれます。教育についてのプラットフ

オーナー間の相互運用性が確保されない場合は、教員や生徒に負担が発生することともなり得ます。医療についても同様です。

このような公共サービスだけでなく、あらゆるプラットフォームサービスは、私たちの日常生活や経済生活に欠かせないものとなっている現状から、将来このような問題にどのように対応していくかは、避けることができない議論ではないかと考えられます。

また、端末市場に関しても、グローバル規模で展開しているプラットフォーム事業者による端末との競争が、日本を主な市場とする国内企業にとって避けることはできません。より広い視野でのビジネス展開をするため、従来の枠組みにとらわれない御支援が必要だと考えられます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査　ありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。

ただいま3社から御説明いただきましたけれども、御意見あるいは御質問のある方は、会場の方は挙手をいただくということで、リモートの方は画面右下のチャット機能で、全員というのを選択した上で、発言ありというメッセージを送っていただければと思います。

それでは、3社のプレゼンテーションについて何か御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。林委員から既に発言御希望ということです。林委員、どうぞ御発言ください。

○林専門委員　座長ありがとうございます。林でございます。質問というよりは2点コメントをさせていただければと思います。

まず、新経連さんの資料ですけれども、NTT法のみならず、電気通信事業法においても種々の立法的課題があることはよく分かりました。とりわけ6ページで挙げられております、電気通信事業の概念については、私も検討すべき課題があると思っております。特にリアルでの提供がなければ電気通信事業であり、リアルでの提供があれば電気通信事業でないというのは、やや現状に即していないのではないかと私も思います。例えばここにも御説明ありますように、オンラインモールが電気通信事業で、自社商品をオンラインでも販売している場合はそうでないというのは、近時、プラットフォーム事業者も単なる場の提供だけではなくて、リテール事業も兼営している場合も多いということに鑑みますと、そういう線引きで、果たして良いのか分かりにくいと思います。

これは、単に電気通信事業参入マニュアルを改定すればよいというものではなく、私

の見たところ、多分に沿革的な理由もあって、1980年代前半に当時の郵政省と通産省との間で激しくやり合った、いわゆるVAN紛争、これの残滓じゃないかとさえ思っています。

いずれにしても、この特別委員会は、今のところNTT法の課題を専ら取り上げておりますけれども、電気通信事業法の在り方についても、見直すべき点があれば特別委員会の討議の俎上にのせて、抜本的に検討すべきではないかと思えます。これは今後の検討の射程に対するリクエストということで、事務局へのお願いです。

また、クアルコムさんの資料ですけれども、8ページ、9ページにございますようにプラットフォーム事業者間のインターオペラビリティの確保というのは極めて重要で、相互運用性の阻害というのは、EU競争法でも、例えば、過去、マイクロソフト事件など違反事例も存在するところですので、我が国においても、独禁法違反のおそれがあれば、それは公取のほうでしっかり見ていただくということになるのだらうと思えますけれども、8ページでしたか、プラットフォームの事業というのが情報通信サービスの1つの重要なピースを構成している以上、電気通信事業法においても、何らかの手当て・規律をすべき時代に入っていると思えます。

これも、先ほど申しました電気通信事業法の課題の一つを構成するものと思いました。感想めいたコメントですけれども、以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、次、藤井委員に御発言願います。藤井委員、どうぞ。

○藤井専門委員 藤井でございます。よろしく申し上げます。クアルコムさんの資料で、プラットフォームに関しての規制がある程度必要ではないかというようなお話があったかと思うので、それに関連して、各社にお伺いしたいことがあります。それで、クアルコム社の主張の中では、公共性の高い電気通信サービスというのが今、プラットフォームのほうに移ってきているというところがあって、それに対する規律というのが必要ではないかというようなお話だと思うのですが、この場合、基盤となるようなクラウド事業に関しても一定の規律が必要という考え方も出てくるのではないかと思います。これについて、どのようにお考えかというのを3者に意見いただければと思っています。

新経済連盟さんはクラウド規制を行うべきではないというようなお話があったかと思えますし、アマゾンさんはクラウドネイティブな情報通信ネットワークを見越した規制に改めるべきだというような意見だったと思えますが、これに対して、プラットフォー

マー規制との関係、何か御意見ありましたらお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○山内主査 それでは、新経済連盟からお答えいただきたいと思います。どうぞ。

○新経済連盟（関事務局長） 新経済連盟でございます。御質問ありがとうございます。

当連盟の基本的な考え方は、競争の中での消費者による選択で解決していくということを中心に据えるべきだと思いますので、何をどう規制するかという考え方にも依存はするのですが、基本的にはクラウド事業者については、規制よりも消費者選択という方向を目指すべきではないかと考えています。

○山内主査 次に、アマゾンウェブサービス、お願いいたします。

○アマゾン ウェブ サービス ジャパン（恒松執行役員） 私どももクラウドサービスを提供する上で、基本的にはITリソースをインターネット経由で、オンデマンドで提供するわけですが、お客様がクラウドサービスとしてリソースを自由に組み合わせるといったような観点で、お客様自身が、そのサービス選択できるということだと思っております。

そういった形で考えますと、クラウドサービス事業者自身が全て電気通信事業者の電気通信サービスを提供するというだけでもない中で考えますと、その内容については慎重に検討する必要があるのではないかなと考えております。

○山内主査 クアルコムジャパン、お願いいたします。

○クアルコムジャパン合同会社（中山副社長） ありがとうございます。当社としましては、今後引き続き検討させていただく必要がある議題かと思いますが、ユーザー様がシームレスに、御自身のセレクションで、サービスをどのようなクラウドにいても使うことができる、公平性があるサービスを保てることが重要かとは思っていますので、この点を中心に、引き続き検討、協議させていただくことが肝要かと、このように考えます。よろしくお願いいたします。

○山内主査 ありがとうございます。藤井委員、よろしいですか。

○藤井専門委員 ありがとうございます。プラットフォーマーのお客様というのは、どの立場の人なのかというのが若干分かりにくかったのですが、プラットフォームを使う末端のユーザーであると、クラウド自体を選択するという考え方はなくて、プラットフォームを使うというところだけを見ていると思うのですが、その辺りについては、お答えいただいた新経済連盟さんとアマゾンさんが、どう思っているのか、さらに

お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○山内主査 よろしければ、新経済連盟から。

○新経済連盟（関事務局長） 追加の質問の趣旨が完全に理解できてはいないのですけれども、ユーザーから見ても、イノベーションがどんどん活性化しないと、ユーザーの損にもなるので、結局は、エンドユーザーが何を、どのサービスを選択するかというところに委ねられるべきかと思っております。

実際に、どのクラウドを使うかというのは、間の事業者が選択しているのかもしれませんが、最終的にエンドユーザーのメリットということ考えた場合に、基本的には、規制は非常に慎重にあるべきだというのが当団体の考え方になります。

○山内主査 アマゾンウェブサービス、お願いいたします。

○アマゾン ウェブ サービス ジャパン（恒松執行役員） まず、お客様という定義の部分にもなるのですが、まず、お客様、我々の場合には、我々を御利用いただく企業の方々というのが、まず一義と、定義としてありますが、もう一つの定義としては、それを企業がサービスを提供して得られるエンドユーザー、お客様といった2つの観点があるかと思っています。

そのような観点で、我々自身は最終的に、お客様がサービスを利用して、そのメリットを享受できる、そういった観点が、より皆さんに広がることで、かつ企業がイノベーションを促進できる環境というものが提供できる、こういった観点を、できるだけ日本の社会のためにも進めていけることが望ましいのではないかと考えています。そういう観点におきましても、規制によって、イノベーションの促進が難しくなるような方向にならないように、慎重に進めることが望ましいのではないかなと考えております。

○山内主査 藤井委員、よろしいですか。

○藤井専門委員 承知しました。ありがとうございます。

○山内主査 それでは、次に岡田委員、どうぞ御発言ください。

○岡田委員 ありがとうございます。成城大学の岡田です。私は各社さんに一つずつお尋ねしたいのですが、まず、最初に、新経済連盟さんですけれども、資料の6ページで、藤井委員と質問がかぶってしまうのですが、クラウド事業者について、参入届出義務や技術基準関係規制、事後報告義務などを課すべきでない。ある意味、ほとんど規制は不要というようなことかと思うのですが、クラウド事業者がいろいろな、後のアマゾンさんの報告でもありましたけれども、いろいろな情報通信ネットワークのサービスを提供

していく中では、何がしかの届出義務のようなものが必要になるのではないのかなと、個人的に思ったのですが、例えばアマゾンさんの報告の24ページですか、電気通信番号規則というのがありましたけれども、例えば何らかの利用者の識別ということができる環境を確保していくことというのは、例えば個人情報の保護であるとか、あるいはデータのポータビリティの問題であるとか、いろいろなことを考えていく上で、やはり欠かせないのではないのかなというような印象を持っているのですが、その点について、御意見などをお聞かせいただければと思います。これが新経済連盟さんへの御質問です。

2つ目のアマゾンさんへの質問ですが、今の話に関わるのですが、24ページです。電気通信番号規則において、利用者の識別するための設備を設置することという要件が阻害要因になっているという趣旨のお話だったかと思うのですが、クラウドのまさに技術的なポイントに関わってくるかと思うのですが、ある意味、ソフトウェアで定義したネットワークという中で、利用者の識別というのは、技術的にある程度可能なのではないか、そういう中で、例えば、インターオペラビリティとか、あるいはデータのポータビリティとか、こういったものをしっかり維持していくということは、御社の主張の中でもそういうことはされていると思いますけども、そういうことを進めていく上では、設備という言葉が引っかかるということであれば、よく理解できるのですが、何らかの識別するための規則というか、そういったものが必要ではないかなという印象を受けるのですが、この点について、どのようにお考えか御意見いただければと思います。

それから、クアルコムさんの資料でいくと、9ページですか、まさに相互運用性のお話があったと思うのですが、ある意味、日本は非常に光ファイバが普及しているという、他国にない、韓国もそうですが、そういう条件があって、そういう中で非常に光ファイバに大きな投資を続けてきた成果であると思うのですが、そういった伝送容量を使って、いろいろなデジタルプラットフォーム事業者がサービスを行っているということだと思います。

そういうプラットフォーム事業者が、あるいは、そういうプラットフォーム事業者にいろいろなサービスを組み合わせて、いろいろなサービスを提供する事業者が、どこまで適正なコスト負担を一体しているのだと、こういう議論もあり得るかと思います。そういう観点で見た場合に、こういったインフラ環境の維持に関わる責任というのは、どこの範囲までが負うべきなのだろうかと、こういったことについて、御意見があればぜひいただければと思います。

私からの質問は以上になります。

○山内主査　それでは、新経済連盟からお願いいたします。

○新経済連盟（関事務局長）　御質問ありがとうございます。基本的な考え方になりますけれども、規制を何か導入するという場合には、規制をすることによって何を実現しようとするのか、その辺りは十分整理をして検討する必要があると考えます。例えば、クラウド事業者について、届出の義務づけをするというのであれば、届出によって何を実現するのか。私は、届出義務によって実現されるものがイメージができないので、繰り返しになりますけれども、そういった規制を導入するよりは、消費者による選択で解決していくということのほうがいいのではないかと思います。

イノベーションを阻害しない形で、実効性のある規制というのはなかなか難しい面がありますので、規制の導入というのは安易に考えるべきではないのではないかと、十分吟味する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○山内主査　それでは、次に、アマゾンウェブサービスジャパン、お願いいたします。

○アマゾン ウェブ サービス ジャパン（恒松執行役員）　我々のほうに御質問いただいた点につきましては、利用者、もしくはデータのポータビリティ、もしくは設備といったような点でお話をいただきましたけども、データポータビリティという観点におきましては、我々はあくまで設備、その上で取り扱うデータ、もしくはソフトウェアをお客さんの責任において取り扱っていただく、そういった前提でさせていただいています。

その観点において、今回は制御系のシステムがオンプレミス、設備自身にあるのか、もしくはクラウド上にあるのかというのを、より柔軟な形にするほうがいいだろうというようなお話ですので、データのポータビリティ、もしくはソフトウェアのポータビリティという観点においては、そういった状況があることが望ましいと思っています。

この観点におきましては、設備の設置という部分が、その部分について、少し阻害要因になると、不明瞭になると考えられるので、その部分について、修正なり、検討していくことが必要ではないかと考えています。識別の規制みたいな観点につきましては、我々は、繰り返しになりますけども、その上での責任共有モデルで御紹介しましたが、中に載っているデータ、もしくは、ソフトウェアの中については、我々自身が確認するといったことはいたしませんので、それは通信事業者のソフトウェアの中でどのようにしていくかという課題かなと考えていますので、現時点では、検討を我々の中ではして

いない内容になっております。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、クアルコムジャパン、お願いいたします。

○クアルコムジャパン合同会社（中山副社長） ありがとうございます。大変大切な御質問かと思うのですが、私ども半導体を設計する会社でございます。この場で回答するのは、この点に関しては差し控えさせていただきたいと、このように考えます。恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○山内主査 岡田委員、よろしいですか。

○岡田委員 ありがとうございます。確かにデータポータビリティとか、あるいは、データのシェアリングとか、あるいはインターオペラビリティを確保していくことが大事だという場合に、現実を見ると、上位3社のクラウドにデータが集中していくという傾向が今、現にあるわけで、そういう前提の中で、どのような規制の必要性と、こういったことを考えていくことも必要なのかなということを感じています。全く自由にしていかどうかと、これはまさに世界中で今、議論されているところで、ヨーロッパとアメリカ、日本、皆いろいろスタンスが違うところだと思いますけども、日本もそういうことはしっかり考えていく必要があるなとこういう印象を持っているところです。

以上です。ありがとうございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、大谷委員、どうぞ御発言ください。

○大谷専門委員 ありがとうございます。御質問をさせていただきたいのですけれども、まず、新経済連盟様に教えていただきたいと思います。

先ほどから御質問が集中している項目かと思えますけれども、クラウド事業者についての規制の在り方ということで、規制はできるだけ最小限度にしなければいけないという考え方には共感するところなのですけれども、昨今のクラウド利用者と、それからクラウドサービス提供者との間の力関係であるとか、依存度といったことを考えていきますと、何らかの規制があったほうがいいのではないかとと思われることもあります。例えば退出規制、つまりクラウドサービスをやめる場合に、それを例えば事前に告知しなければいけないルールを持たせるか、あるいは、一定の利用者保護ルールを設けるとか、あるいはデータポータビリティの機会をつくるための仕組みを用意させるというような、そういったものについても、完全に消費者による選択に委ねるということで十分なのかどうかを考えているのか。そこについての御意見を確認させていただきたいというのが

1点でございます。

それから、もしかすると、お答えいただけないかもしれないのですけれども、クアルコム社のほうにも確認させていただきたいのですけれども、競争ルールについての御発言をいただいたところでは、OSレベルでということもお話しいただいて、それは各国の問題意識で、今も少し話題にされていたと思うのですけれども、モバイルエコシステムについて、OSの果たしている役割について、検討が進んでいるところではございますけれども、現在、これはデジタル市場競争本部のほうで取りまとめているモバイルエコシステムの競争評価の報告とか、そこで提示されている問題意識を超えて、例えば電気通信事業制度の中で、何か競争ルールを導入したほうが良いという問題意識があって、個別の関心事があるようでしたら、御紹介いただければと思います。

私からの質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、新経済連盟、よろしくお願いいたします。

○新経済連盟（関事務局長） 御質問ありがとうございます。退出規制でありますとか利用者保護ルールでありますとか、データのポータビリティの義務づけでありますとか、そういったイメージで御質問いただいているという理解をいたしました。

いずれも、クラウド事業という、ある意味、イノベーションの塊のようなサービスの世界においては、過剰規制になりがちな感じがしますので、いずれにしましても、規制を導入するということであれば、その必要性、あるいは効果、何を指すのかといったことについて、十分吟味しながら検討すべきだと思いますので、安易に規制を考えるとということについては、慎重であるべきだというのが基本的な考え方でございます。

○山内主査 それでは、クアルコムジャパン、よろしくお願いいたします。

○クアルコムジャパン合同会社（中山副社長） ありがとうございます。HDMCでの議論に関しては、私たちも認識をしております。重要なものであり、関心を持っております。

一方、これを超えて、電気通信事業法で、法律間の切り分けについて特定の意見を私たちは有しておりません。一方で、今回は実際に起こっている問題をもって、それぞれ起こり得るリスクなどを、本日、この場で御紹介をさせていただいた次第でございます。

以上が、回答とさせていただきます。幸いです。

○山内主査 ありがとうございます。大谷委員、よろしいですかね。

○大谷専門委員 ありがとうございます。

○山内主査　それでは、もう少し時間があります。ほかの委員の方で御質問のある方いらっしゃいますか。それでは、相田委員、どうぞ。

○相田主査代理　私もクアルコムさんの9ページ目のところ、相互運用性はもちろんあるに望ましい、あったほうがいいには決まっていますが、どういうタイミングでどういうことをやるのかなというのはなかなか難しいなと思ひまして、プラットフォームさんの提供するサービス、少なからずの場合は、かなり違ったサービスとして出てきたものが、お互いに相手を見て、相手の機能を取り込んで、ある日気がついてみるとほとんど同じサービスじゃん、相互運用性があったほうがいいじゃないかというようなことになるといので、例えば現状でみても、例えばSNS同士、フェイスブックで入力したものがインスタグラムで見られるとか、そういうことにはいまだになっていない。ZoomとWebexの間でウェブ会議ができるようにもいまだになっていないということでもって、これ、どういうタイミングで、どういう相互接続性、確保を要求する、誰が要求するのかと。なかなか難しいなと思ひますが、それについて、お考えございましたら、お聞かせいただければと思うのですが。

○山内主査　クアルコムジャパン、お願いいたします。

○クアルコムジャパン合同会社（中山副社長）　ありがとうございます。例えば、今お話をいただきましたような例をもってして申し上げますと、皆さんお使いになっておられる方もおられますが、例えば、エアドロップ、これは、いわゆるアップルの携帯電話間のみ可能です。同じように、アンドロイド側はアンドロイド側で同じようなニアバイシェアというものがあって、平たく言いますと、アンドロイドの電話とアップルの電話では、できないサービスになってしまっています。こんなことが日常を今、ここの周りでも起こり得る問題というのは、実例として、上げることが可能かとは思ひのです。

御質問頂戴しておりますように、では、いつというようなお話でございますが、これは現実的に今すぐ何かしら規制というものではないかとは思ひます。難しいことではあるのは重々承知をしております。

大事なことは、その規制の枠組みの議論を始めさせていただくことが、今は肝要ではないかと、私どもとしては、このように考えております。

○山内主査　よろしいですか。ありがとうございます。ほかよろしいですか。

まだあるかもしれませんが、そろそろ時間ということでございますので、事業者様のプレゼンに関する意見交換はここまでとさせていただきたいと思ひます。追加で御質

問のある方は、文書にて事務局までお送りください。後日、事業者様から回答していただくようにいたします。

それでは、前半の意見交換についてはここまでとさせていただきます。御発表いただいた皆様については、ここで御退席ということをお願いしたいと思います。新経済連盟、アマゾン ウェブ サービス ジャパン、クアルコムジャパンの皆様どうもありがとうございました。

(ヒアリング対象者 退室)

(2) 外為法について

○山内主査　それでは、次の議題に移りたいと思います。

次の議題に関しまして、まずは、外為法について、これは財務省、梶川副財務官から御説明いただくことになっています。どうぞよろしく願いいたします。

○財務省（梶川副財務官）　財務省副財務官の梶川でございます。御紹介いただきましたとおり、外為法に基づく対内直接投資審査制度の概要につきまして、お手元のスライドに沿って御説明申し上げたいと思います。

本委員会でも経済安全保障確保の観点で、N T T法上の外資規制と併せて御議論いただいていると聞いておりますが、本日は一通り外為法の審査制度の概要を御説明させていただいた上で、最後にN T T法の外資規制と外為法に基づく審査制度の違いについて、簡単に条文を用いて触れさせていただければと思っております。スライドの1から4が審査制度の説明、それから5から7が条文の抜粋となっております。

まず、スライドの1でございますけれども、投資審査のフローチャートをお示しさせていただきます。フローチャートの上の部分、表題の下に青い枠で、指定業種とございますけれども、これは我が国の安全の確保などの観点から定められた一定の業種でございます。追ってスライド4で簡単に触れますけれども、指定業種を営む企業に対する投資が、原則として事前審査の対象となります。

まず、左側から御説明申し上げますが、左上の赤枠の中にお示しました、外国投資家による株式の取得などといった指定業種を営む企業の経営への影響力を取得、行使する行為について、事前届出を求めています。事前審査においては、国の安全などの観点から、各業種の事業所管省庁と財務省が中心となって審査を行い、国の安全などに影

響を及ぼすおそれがあり、問題があると判断される場合には、透明性の観点から第三者の意見を踏まえるという意味で、外為審の意見を聞いた上で、投資の変更や中止の勧告・命令を行います。仮にこれに違反して株式を取得した場合などには、必要に応じて株式売却などの命令を行います。この命令に違反した場合は罰則が適用されます。

次に、右側の薄い緑色で囲っている部分ですけれども、こちらは株式を取得する際に、事前届出免除の制度を利用する場合があります。この上場株式の取得に係る事前届出免除制度、これについては、次のスライドで詳しく説明しますが、これは外国投資家が日本企業の経営に口を出さない、秘密情報にもアクセスしない、そういった免除基準を遵守する場合、つまり、純粋な資産運用目的の投資、これについては、事後的な報告のみを求めることとしております。ただし、外国投資家が経営に関与するなど、実際は免除基準に違反したという場合には、勧告・命令の対象になるほか、この命令に従わない場合は、取得した株式の売却命令その他必要な対応を求める命令の対象となります。これがスライド1でして、次のスライドに移らせていただきます。

まず、事前届出免除制度ができた経緯に触れさせていただきます。従来、出資比率10%以上となる株式取得の際に、事前届出というものを求めておりましたが、令和元年の外為法改正によって、事前届出が必要となる閾値を1%まで大きく引き下げるという規制強化を行いました。その際、同時に、先ほど触れました事前届出免除制度が創設されました。この概要を、スライドでもって御説明させていただきます。ちなみに、規制強化と同時に免除制度の導入という規制緩和を行ったという点については、後で、国際協定との関係に言及する中で、また再度、触れさせていただきます。

免除制度ですけど、免除の関係ではパターンが3通りございまして、まず、一番左が包括免除となっております。これは、例えば証券会社や投資信託の運用会社などの外国金融機関による投資は、経営に関与せずに運用益を追求する、純粋な資産運用目的なものがほとんどですので、経営に関与しないという条件の下で、事前届出は免除した上で事後報告を求めるということにしております。

次に、一番右のオレンジ色の表を御覧いただくと、こちらは免除利用がそもそもできないという場合があります。これは記載させていただいたとおり、過去に外為法違反があった外国投資家や、外国政府の支配下にある外国投資家は免除制度の利用ができず、1%以上の株式取得は全て事前届出が必要となります。このカテゴリーに該当する場合は、先ほど言及した外国金融機関であっても免除制度の利用はできません。

最後に真ん中の一般免除ですが、一番左の外国金融機関にも、一番右の外国政府の非支配企業などにも該当しない一般的な投資家がこのカテゴリーに分類されます。左側の青い部分ですけれども、これは後ほどスライド4で簡単に触れますけれども、先ほど言及しました指定業種のうち、国の安全などを損なうおそれが特に大きい業種として、コア業種というものが指定されていますが、コア業種以外の指定業種、これを営む企業の1%以上の株式取得の場合、経営に関与しないことを内容とする免除基準を遵守する資産運用目的の投資については、事後的な報告のみを求めるということになっております。

次に、真ん中の一般免除のうち、右側のオレンジ色の部分。これはコア業種に該当する場合ですけれども、閾値が10%以上の場合は無条件で事前届出が必要になりますけれども、1%から10%の株式取得、斜線でお示したところ、これは経営に口を出さないためのさらに厳格な条件である上乗せ基準というものも遵守する場合に限って、事前届出義務が免除される場所です。上乗せ基準の内容は、次のスライドで簡単に触れます。

次のスライド、スライド3を見ていただきますと、上の表は、先ほど御説明させていただいた3パターンの免除制度ですので、時間の関係上、御説明は割愛させていただきます。下の部分は、先ほど触れさせていただいた免除基準と、それから上乗せ基準の概要、これを記載しています。事前届出の免除を受けるためには、左側に記載させていただいた免除基準、これを遵守する必要があると、コア業種の場合には、それに加えて右側の上乗せ基準も遵守する必要があるということになります。

ここで、スライドはなくて口頭で恐縮ですけれども、簡単に免除制度の趣旨に触れさせていただきます。免除制度は、令和元年の外為法の改正において、上場会社の株式取得について、事前届出が必要となる閾値の10%から1%への引下げと同時に導入されたものでして、投資家の属性と投資対象に着目して、典型的に国の安全等へのリスクが高いとは認められない対内直接投資などについて、投資家の負担増加を防ぎつつ、免除基準や上乗せ基準の遵守を求めるものであります。

莫大な資金力を有する世界の投資家が、日本株で資金運用をしたいと考えていたとしても、事前届出の対象となっている銘柄は、日々の機動的な売買ができないということから、運用対象としては忌避することにもなりかねず、それによって、株式市場や株価に甚大な影響が及んでしまうという意見もいただいたということにも対応したものでございます。このように、免除制度というのは健全な投資の促進と、国の安全などを損なうリスクへの対処とのバランスを確保する形で導入されております。

次のスライドは指定業種を示しています。左側に指定業種の一覧があり、下から12番目には通信業もあります。それから、指定業種の部分集合として、右側の上の点線で囲まれた部分がコア業種の一覧でして、下から4つ目には、通信業（電気通信事業者の一部）とありまして、大手の電気通信事業者をコア業種として、国の安全などの観点から、投資審査において厳格な取扱いをする業種を営む者と位置づけられております。

続きまして、スライド5から7、これは関連条文の抜粋となりますけれども、ここでは簡単に、NTT法の外資規制と外為法の審査制度について、条文を用いてお示しできればと思っております。

スライド5ですけれども、外為法1条に書かれている目的規定を抜粋しております。ここに書かれておりますように、外為法というのは対外取引が自由に行われることを基本として、その中で、対外取引に対して必要最小限の管理又は調整を行うということで、国外と国内の間の取引のフローに着目して管理や調整を行う法律となっています。下の囲みにお示ししたものは、NTT法の目的規定で、便宜のために一応御用意したものでございます。

続きまして、スライドの6でございましてけれども、外為法上の投資審査の対象となる外国投資家の定義規定を紹介させていただきます。外為法の世界では、個人に係る規制の対象は、26条の1号で太字になっている非居住者とされておりまして、国籍とは関係なく居住性に着目した区分けになってございます。

他方で、下の囲みにお示ししたNTT法につきましては、御案内のとおり、個人について、6条の1号のとおり、国籍が基準になっておりまして、このように、両方の間には対象に違いがございます。例えば外為法では、外国籍を持つ個人投資家が日本に居住していれば、我が国企業へ投資を行う場合でも審査の対象外となりますが、NTT法ではこうしたケースは外資規制の対象となると理解しております。

また、先ほど触れましたとおり、外為法は一つ一つの取引のフローに規制をかけるものですけれども、NTT法の外資規制は、御案内のとおり、6条本文の表現にもありませんとおり、ある者の株式取得によって外国人等の占める議決権の割合が3分の1以上になるときは、株主名簿への記載を禁ずるものでございまして、ストックでの規制となっております。この意味で、両者の規制は規制手段にも違いがあると理解しております。

次、最後のスライド7ですけれども、これは外為法の27条1項の抜粋になっておりまして、前のスライドの26条の外国投資家、これが対内直接投資等について事前に届け出る

義務をかけているものとして、御参考としてつけております。

以上がスライドに基づく、駆け足の説明となりましたけれども、ここで、外為法と国際協定との関係について一言付言させていただきます。海外展開をする日本企業を、様々なリスクから守る観点から、WTO協定をはじめとして、これまで様々な投資協定や経済連携協定を締結してきております。これらの協定は、規定ぶりとか射程範囲が様々で、また数も多いので、外為法を含めた国内法によって外資規制を強化しようとする場合、こうした国際約束との関係で問題がないかどうかについては、慎重な検証・検討が必要になるものと理解しております。令和元年の外為法の改正の際にも問題になりましたが、先ほど申し上げたとおり、閾値を引き下げるという形での規制強化と同時に、免除制度の導入という規制緩和を併せて行うことによって中和をし、全体としては規制強化ではないという整理を行っているところでございます。以上、駆け足でございましたが、外為法の投資審査制度についての御説明とさせていただきます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、今の件について、意見交換に移りたいと思います。要領は同じでございまして、御意見、御質問ある方は挙手をいただくか、リモートの方は、チャット機能でメッセージをということではありますが、既に林委員から御発言、御希望ということですので、どうぞ御発言ください。

○林専門委員 また冒頭に恐縮でございます。名古屋大学の林と申します。2点、質問がございます。

1点目は、NTT法上の外資規制措置を撤廃して、外為法の改正強化で対応すべしと、こういう議論がございまして、そういった形で現状を変更して、例えば外為法を改正強化すると、こういう政策オプションを取った場合に、最後に御言及が少しございましたけれども、WTO等の国際協定上、安全保障例外といった形で例外措置という形で留保するということは、現実的な対応として、そもそも可能なのかという点につきまして、先ほど慎重な検討が必要という御言及ございましたけれども、これはむしろ、法律論というよりも国際交渉の問題かもしれませんけれども、よろしければ、もう少し敷衍して御教示いただきたいというのが、まず、1点目でございます。

それから、2点目は先ほどの1点目の質問とかぶるのですが、NTTさんはNTT法の外資規制を撤廃して、外為法の強化等を求めているやに承知いたしておりますけれども、先ほど御説明がございましたように、組織自体に、あるいはストックとして定量的な規制を課す、NTT法上の外資規制と、投資する側に個別審査を課す外為法と

では、目的と手段の両面において違いがあるということですので、そもそも外為法の強化で、NTT法の外資規制をそのまま代替するという点については、私自身は懐疑的に見ているわけですが、副財務官殿はどのように見ておられるのか、この辺りについても、よろしければ敷衍して御教示いただけましたら幸いです。

以上でございます。

○山内主査　それでは、お願いいたします。

○財務省（梶川副財務官）　ありがとうございます。2点御質問いただきました。

1点目ですけれども、外為法上の規制強化は、国際協定との関係も含めて現実的かというお話ですけれども、繰り返しになってしまいますけれども、かなり色々と国際協定を我が国も結んでいるところであります。こうした中、外為法の一方的な規制強化ということになった場合に、安保例外というものもありますけれども、実際、安保例外の範囲は、実は広いものもあれば、狭いものもありまして、我々も、そこはよく見ているところですが、安保例外が狭い協定の場合は、かなり困難なところがあると見ております。

それから、2つ目の御質問ですけれども、これはおっしゃるとおり、NTT法上の外資規制と外為法上の規制では、規制手段と対象に違いがあるという話でございまして、あくまで外為法の立場としましては、フローで一本一本、個別審査という形で、外から入ってくるものに対して、それが国の安全等との関係で問題がないかどうかという観点での規制です。他方、今、NTT法で規制されている外資規制はストックでの規制ということになるわけです。また、外為法では、あくまで先ほど申し上げたように、非居住者との関係での規制ですので、日本の中にいらっしゃる外国人の方、それとの関係での規制というものは基本的にかからないということになります。したがって、外為法上の規制がNTT法上の規制を代替できるのかという点については、完全に代替できるものではないと私は思っております。

以上でございます。

○山内主査　よろしいでしょうか。林委員。

○林専門委員　ありがとうございました。

○山内主査　それでは、渡井委員、どうぞ御発言ください。

○渡井専門委員　ありがとうございます。林先生の御質問とかなり重なってしまっておりますが、確認のために2点お伺いしたいと思います。外為法を見直すことによって、

NTT法の外資規制に代えることができるかという点でございます。

1点目ですが、外為法を強化してNTT法に代えるのは、実際には難しいのではないかというお話でしたけれども、手法としては、通信事業者について、事前届出免除制度を廃止することが考えられるのではないかと思います。事前届出の制度については、御説明いただきましたように、閾値が1%に引き下げられた際には、資金調達の上で支障が生じるのではないかという声もございました。外為法を強化する場合に予想される弊害としては、対日直接投資の促進政策にとってマイナスになるのではないかということなどが考えられます。免除制度の意義について、御説明いただいたことと重なるかもしれませんが、どういった弊害があり得るかについてお伺いできればと思います。

2点目は、ストックに対する規制とフローに対する規制ということでございますけれども、NTT法の外資規制を外為法によってカバーするということの可能性については、難しいのではないかというお話を伺いました。そうしますと、NTT法のように、法人における外資の割合に注目した、画一的な、客観的な規制を設けるということには、引き続き意義があると考えてよろしいでしょうか。

以上、簡単でも結構でございますので、お考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○山内主査　それでは、よろしくお願ひいたします。

○財務省（梶川副財務官）　御質問2点ありがとうございます。一点目は、事前届出免除制度が現在設けられている部分、出資比率1%から10%までのコア業種企業への対内直接投資について、事前規制を課した場合にどういった弊害が生じるかといった御質問だったと思いますけれども、先ほど説明した繰り返しにもなってしまいますけれども、事前届出を課すことによって、日々取引している特に大きな機関投資家等が、一々、まず、事前届出を提出するのが必要な銘柄かどうかということをチェックしなければいけなくなるというのが一つと、実際にその対象となっている銘柄であれば、それは事前届出を準備しないといけないということがあるので、日本株で資金運用をするということをディスカレッジしてしまうような効果が生じ得るということです。

今、政府としても、対日直接投資はイノベーションや雇用創出を通じて日本経済の成長力の強化等に貢献するとの認識の下、対日直接投資額を2030年までに100兆円にするというような目標も掲げている中で、対日投資、これをエンカレッジするという立場からすると、先ほど申し上げたような投資家が離れるような効果が懸念されると思います。

それから2点目のご質問、NTT法上のストックでの外資規制が必要か、外為法に加えて必要かどうかという点ですが、これは、一義的には、事業所管省庁である総務省の方で判断されるべき事柄だと思いますけども、繰り返しになりますが、NTT法の外資規制と外為法は規制手段と対象が違うので、NTT法の規制を外為法で完全に代替することは難しいと思います。

以上です。

○山内主査 渡井委員、よろしいですか。

○渡井専門委員 どうもありがとうございました。

○山内主査 まだ少し時間がありますので、ほかの委員の方で、御質問、御意見いかがでしょう。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、財務省の御説明についての意見交換ここまでとさせていただきます。先ほどと同様、追加で御質問があれば文書で事務局まで出していただいて、財務省から御回答いただくということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) これまでの会合の主な意見

○山内主査 それでは、3つ目の議題に移りたいと思います。資料の9-5、これまでの会合における主な意見ということで、これは事務局から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 それでは、資料の9-5、これまでの会合の主な意見について、御説明します。

1ページと2ページが、前回の第8回会合の主な意見でございます。

まず、1ページを御覧ください。意見は全部で5項目ございまして、そのうちの1つ目がブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方でございます。こちらにつきましては、ラストリゾートの範囲、ユニバーサルサービスの提供手段と交付金の支援対象、そして、光ファイバ等が放送用途で用いられることについての御意見がございました。

2つ目が研究開発の推進の在り方でございます。こちらにつきましては、NICTから、NICTとNTTが相互に補完し、互いに切磋琢磨や共創することで、研究力、競争力を強化することが必要という御意見が、そして、NTTに対しては、世界リーディング企業として、アカデミア、スタートアップ等をつなぐイノベーションエコシステム

の確立等で引き続き大きな役割を果たしていくことを期待する御意見がございました。

3つ目が研究開発の成果普及の在り方でございます。こちらにつきましては、NICTから、NICTは企業と異なる基準で開示、不開示の判断をしているという御意見が、また、林委員からは、研究開発の成果普及の責務については、そもそも法律から削除することも立法論としては有力だが、責務があることで具体的に支障があった事例を確認することが必要という御意見がございました。

2ページを御覧ください。4つ目が国際競争力強化の在り方でございます。こちらにつきましては、林委員からは、海外投資案件には、経済安全保障の重要性ですとか意義が大きいものがあるという認識の御意見がございました。また、JICTからは、JICTの設置期限の見直しの検討や、審査手続の簡素化等を求める御意見があったところでございます。

最後、5つ目が、2030年頃に目指すべきインフラの将来像ということで、JTOWERから、5Gの浸透、6Gに向けては、インフラシェアリングの一層の推進政策が必要という御意見がございました。

3ページを御覧ください。3ページからが、これまでの会合の主な意見を4つの視点と新たにその他を付け加えまして、5つに分類したものでございます。

まず、1つ目の視点、通信サービスが「全国に届く」につきましては、「一定の方向性が確認された事項」としまして、まず、(1)電話のユニバーサルサービスにつきましては、①と②の2つの意見の整理がございました。①が固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの見直しが必要というものでございます。②が災害時等の通信手段の確保やコストミニマムな方法の実現等の観点から、ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方について検討が必要というものでございます。

(2)がブロードバンドのユニバーサルサービスでございます。こちらは①として、ブロードバンドの提供主体として、ラストリゾートの確保が課題であり、ラストリゾートの確保については、活用可能な無線の範囲等も含むラストリゾート責務の範囲、必要十分かつ過大でない交付金のコスト算定等の検討と合わせて、NTT東西がその役割を担うこと等を検討すべきというものでございます。

4ページを御覧ください。(2)の②として、不採算地域でのサービス提供の確保のためには、技術革新、サービス品質等を考慮した上で、モバイルやNTNなど無線技術の活用の検討が必要というものでございます。

③として、ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供手段を拡大することによって、今後の交付金制度において、受けられることが想定されている交付金の支援が受けられない事態が生じ得ることについて検討が必要というものでございます。

次に、5ページを御覧ください。(3)がユニバーサルサービスの利用者料金の低廉性の確保でございます。こちらにつきましては、①にございますとおり、不採算地域における料金水準の妥当性を確保するための方策を検討することが必要というものでございます。また、①の矢羽根の下に※というのを付け加えまして、ブロードバンドのユニバーサルサービスにつきましては、不可欠性、低廉性、利用可能性が基本的3要件になっており、また、速度基準につきましては、2月の情報通信審議会の答申で、下りの名目速度30Mbps以上としていることを補足で記載しております。

(4)が制度見直しの留意事項でございます。こちらにつきましては、責務の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、国民にとっての不安や不利益につながると記載しております。

(5)と(6)が「その他」でございます。「その他」につきましては、(5)制度見直しの留意事項の御意見としまして、林委員、KDDIからは、特定の事業者に出退を禁じるあまねく責務を参入・退出が自由の電気通信事業法に規定することは、法律の枠組みとして課題があるという御意見でございます。これに対して、NTTから、英・仏・独では、サービス提供を行う事業者がない場合には、国がサービス提供を行う事業者を指定する仕組みが確立されていることも踏まえた検討が必要という御意見がございました。

(6)が放送用途の光ファイバでございます。前回の御意見の記載を追記しております。

7ページを御覧ください。次が2つ目の視点、「低廉で多様」なサービスが利用できるでございます。まず、「一定の方向性が確認された事項」としまして、(1)NTT東西の業務範囲の見直しについて、①として、IP化の進展による県内・県間の概念の希薄化を踏まえ、県内通信を本来業務とするNTT東西の業務範囲は、見直しが必要というものでございます。②として、NTT東西の業務範囲の見直しに当たっては、公正競争に重大な影響を及ぼす業務(移動通信事業やISP事業等)を除くことについて検討が必要というものでございます。

(2)が制度の見直しの留意事項でございます。こちらにつきましては、制度の廃止

と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、公正競争上の問題が生じるというものでございます。

次に、8ページを御覧ください。(3)から(6)が「その他」でございます。(3)がアクセス部門の分離でございます。KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JAIPAからは、完全民営化等するのであれば、その前に特別な資産を保有するアクセス部門の資本分離が不可欠という御意見でございます。こちらにつきまして、NTTからは、ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込めない、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等のリスクを招くということで、引き続き、現在の体制でネットワーク構築・提供に取り組むことが最適という御意見でございます。また、オプテージ、STNetからも、設備競争が減退する可能性があるという御意見をいただいております。(4)がNTTグループの在り方、(5)がNTT持株の業務範囲、(6)が電気通信事業法の規律等ということで、意見を整理してございます。

9ページを御覧ください。3つ目の視点、「国際競争力」を強化するでございます。こちらにつきましては、「一定の方向性が確認された事項」として、(1)では、研究成果の普及責務の運用見直しでございます。こちらにつきましては、グローバル競争を踏まえ、イノベーションを促進し、国際競争力の強化を図る観点から、研究成果の普及責務については、まずは原則開示の運用の見直しが必要というものでございます。「その他」につきましては、(2)として、まさに議論をさせていただいているところだと思えますけど、研究成果の普及責務の規定の見直し、(3)として、研究開発の推進の責務がでございます。

10ページを御覧ください。「その他」として、(4)国際展開の推進について、一番下の矢羽根のところで、前回会合でのJICTの御意見を追記してございます。

11ページを御覧ください。4つ目の視点、「経済安全保障」を確保するでございます。「一定の方向性が確認された事項」として、(1)NTT法と外為法の役割について、①として、NTT法の外資規制と外為法は、目的と手段の両方に違いがあり、両法があることに意義ありと、②として、仮に、NTT法における外資規制を撤廃するのであれば、それまでに同等の規律を代替する措置について担保していくことが必要というものでございます。

12ページを御覧ください。(2)外国人役員規制の見直しについて、他の事業の例も参考にしつつ、緩和していくことが考えられるというものでございます。

また、(3) 国際展開の推進について、経済安全保障と関連する国際展開の推進が重要ということで、前回会合での意見を追記してございます。

最後、13ページを御覧ください。新たに、その他を追加しました。(1) はNTTへの国の関与の在り方でございます。こちらにつきましては、NTT法の担保措置の在り方ですとか、NTT法の自己設備の設置要件などを意見として追記してございます。

また、(2) のインフラシェアリングにつきましては、前回会合のJTOWERの御意見、(3) の上位レイヤー事業者に対する規律等の在り方につきましては、大橋委員、ACCJからの御意見を追記させていただいてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、意見交換に移ります。今、御説明いただきました内容について、御意見、御質問ある方は、同じですが、挙手かチャットでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。藤井委員から御発言、御希望です。どうぞ御発言ください。

○藤井専門委員 藤井でございます。前回発言し損なったところがありまして、補足的に発言させていただければと思いますが、前回の会合で、NICTの徳田先生がNTTの開発、研究推進の責務についてのお話で、現場の研究者は、公共機関として責任を持って進める、研究を進めるという意気込みがあるのに対して、経営陣が今後どうなるかわからないというようなお話をされたのではないかと考えています。

私自身、体感的というか、エビデンスに基づいているわけではないのですが、研究責務のないNTTドコモの基礎的な国際的な論文数などは、ここ10年ぐらいで激減していると認識してまして、そういうことを鑑みると、持続的な基礎基盤研究推進の立場からは、NTTの研究推進の責務は継続して課したほうがいいのではないかとこのころが、イノベーションの観点からも、私の意見として伝えさせていただければと思います。以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。御意見ということでよろしいですかね。

○藤井専門委員 はい。

○山内主査 ありがとうございます。林委員、御発言の御希望、どうぞ。

○林専門委員 ありがとうございます。スライドの8ページにおいて、NTT持株自体の業務範囲について、スライドのように、NTTさんは持株の業務範囲規制の見直しを要望されていらっしゃるけれども、ただ、これまで、この点については、東西の業

務範囲の見直し論議と比べると、特別委員会において、十分な議論が必ずしもなかったように思います。

この点につきましても、これは私の意見ですけれども、原則論と禁止事項を分けて議論してはどうかと思います。原則論としては、NTT持株の業務範囲について、NTT持株が研究成果を、例えば事業化するに当たって、自ら事業を立ち上げたいということは、持株としての事業効率性あるいはNTTグループとしての国際競争力強化の観点から理解できますし、我が国のイノベーション促進であるとか、あるいはこれに伴う国民の恵沢の享受の観点からも望ましいのではないかと思いますので、この点は原則として自由としつつ、他方で、NTT東西の持株を100%保有する、NTT持株が、NTTドコモなどと統合してしまうと、これは東西がドコモなどと統合した場合と同様に、公正競争上の重大な影響を及ぼすおそれがございますので、持株についても、例えば、移动通信事業であるとかISP事業への進出を禁止するということは禁止事項とするというような形で、要するに本来業務に資するのであれば「原則自由」、ただし公正競争上、問題がある場合は「例外禁止」といった形で、ここもメリハリのある規制というものが必要、あるいは望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。これについても御意見ということにさせていただこうと思います。相田先生、どうぞ。

○相田主査代理 私も8ページのあたりに関しまして、今日の新経済連盟さんを含めて、NTT公社時代の資産を使って競争を有利にするというのに、皆さん非常に懸念をお持ちだということが確認されていると思います。

それで、今回どこまで踏み込むかということは置いておいて、私がこうありたいと思っている話をさせていただきますと、これまでのNTT東西さんのネットワークというのを振り返ってみますと、残念ながら、NTTグループ以外の人を使うことというのは考えずにつくられてきたネットワークがずっとあったのです。

それで、これからはIOWNということでグローバルフォーラムを立ち上げていらっしゃるということで、大丈夫だろうとは思いますが、近いところでNGNを見ても、IPv6を特定の用途に使ったので普通の形でルーティングができないとか、せっかく最優先、高優先、優先という優先レベルを3つ持っていたのに、NTTグループ以外の事業者さんは、結局一番低い優先しか使えないとか、そういうことだったという

ことで、NTT東西さんがこれからつくるネットワークにおいては、NTTグループ以外の人も同じ条件で使えるような設計、それから容量というもので設計、構築いただきたいというのが私の願いというようなことでございます。

それで、それに関連して、そうは言っても、NTT東西の自社サービスと他社のサービスを全く共通に、平等にするというのは難しいという懸念があるようだったら、この際、NTT東西さんにはエンドユーザー向けのサービスはやめていただいて、NTTコムか何かに譲り渡していただいて、NTT東西、特別な資産を持っていらっしゃる方は、接続及び卸に専念していただくというのがいいのではないかなと思っているということで、述べさせていただきます。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。これについても、そういう御意見ということでよろしいですか。各委員からの御意見をまとめているところでありますので、いろいろ御意見だしていただくということが重要かと思えます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。大谷委員、どうぞ。

○大谷専門委員　ありがとうございます。大谷です。

事務局の取りまとめで、今回、検討すべきテーマが非常に広範にわたっているということと、それから、事業者の考え方が対立しているものも含めて多数あるということが、改めて、可視化できたなと思っております。まだ十分に煮詰まっていない論点として、前回少し議論があったのかもしれないですけども、3ページでしたでしょうか、ラストリゾートのところについては、十分な時間をかけて検討する必要があるなと改めて、この整理を見て考えているところです。

誰が担うかということと、それからその理由ということについては、比較的方向性が決まってきているというか、そろってきているということなのかもしれないですけども、何をどこまでということ、つまり、これは相田主査代理の御意見として書かれていますけれども、ラストリゾートの意味そのものということについても、十分に議論は、これから議論すべきところだと思いますし、あとは、NTTさんの意見としても、コストミニマムといったときに、どの時点でのコストを考えるのかということ。現在の技術とか現在の地域で考えたときに、整備が必要な未整備地域はたくさんあると思いますけれども、現在の技術で考えた場合に、コストミニマムが本当に実現できるかどうかといったところも、いささか心もとないと思いますし、また、モバイルをどのように選択肢

として認めていくかということについても、モバイルに限りませんけれども、議論が必要だと思えます。

このように、少し時間をかけて十分に議論していかなければいけない検討テーマだと思えますけれども、また、各自治体からのヒアリングをしたときに、なかなか電話とか通信だけで完結しないインフラとしての光ファイバといったものについての御意見もいただいておりますし、これからの情報通信インフラとしてのあるべき姿を見たときに、ユニバーサルサービス、ブロードバンドユニバでどこまで見ていくのかということと、それ以外の政策とどのように相乗効果を生み出していくのかということも含めて、検討の場を幾つかつくっていくことが必要なのではないかと感じております。

感想めいたコメントで恐縮ですけれども、これから、早めに検討結果を出さなければいけない項目がたくさんある中で、この点については、少し時間をかけて検討しても、来年にかけて結論を出していくということでもいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。よろしいですね。ほかにありますか。よろしいでしょうか。どうぞ。関口委員。

○関口専門委員 関口でございます。2点ほど、コメントしたいと思っております。

1点は研究開発成果の開示義務に関して、それから、もう1点は外国人役員の登用禁止の規定についてであります。

研究開発成果は、開示義務については、NTT法第3条の責務規定を見ても、これはどうも精神論っぽくて、これで本当に縛っていたのかという規定であるので、解釈で何でもなるという気はするのですが、ただ、その一方で、NTTさん御自身にとっては重たいんだとおっしゃっておられまして、10月19日にNTTさんが、NTTの在り方についての当社の考えというのを発表されまして、ネットでダウンロードして持ってきたんですけども、その11ページを見ると、ちょっと読みますと、海外ベンダーとのパートナーリングでいうと、IPの権利がどちらにあるかの詳細な議論が必要なにもかかわらず、NTT法の研究成果の公平な開示義務によって、NTTの部分の開示が必要となると技術全体の問題に及ぶので、パートナーリングを断られるケースがあるということ、国際展開の足かせとなっているという表現をされていらっしゃいます。

ということで、NTTさんにとってみると、この3条を相当厳しく捉えているということが、これによってもよく分かるので、その意味で、このような事例、多分、NDA

がかかっているの、少しぼかした言い方なのだろうとは思いますが、こういうケースがあるんだとおっしゃる限りにおいては、研究開発成果については、当面は運用見直しということで対応するにしても、この規定自体、本当に必要かどうかは、少し考えてみる必要があるだろうと考えます。

それから、外国人役員の登用禁止についても、私は日本相撲協会と一緒にいたのですねと申し上げたいです。現状では、外国人の役員にならないという、日本国籍で縛っているということではあります。本当に悪意のある外国人が、NTTで暴れてやろうと思ったら日本人になればいいので、ハワイでも、モンゴルでも大丈夫、日本国籍を取ったら日本人になれるのと同じことができるという意味では、抜け道は幾らでも考えられるのですが、同じ当社の考えという、NTTの出した資料の11ページの最後のところに、現状では、NTTグループ34万人のうち、15万人が外国人になると。こういう中で、グローバルかつ多様な視点でのマネジメントができないのだということで、個人的な能力がどれほど秀でていても、役員登用の制約があってできないということは明確に記載されています。一定の制約条件を付けて、何分の1がいいのか分からないけど、少なくとも3分の1程度というふうなお話もお伺いしましたけれども、一定の制約の下で外国人の役員の道を開くということを検討してもよろしいと考えました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。これについても御意見とか、大体、前にも御意見をいただいていますので、その中でということですね。ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。矢入先生、どうぞ御発言ください。

○矢入専門委員 恐れ入ります。家の自宅のネットが弱くて、マイクだけで出させていただきます。

実は、自分自身も情報通信の研究をしているので、何かと未来志向のソフトウェアデファインドネットワークですとか、通信がこれから一気にこの10年ぐらいでクラウドネイティブ化するとか、そういった最先端技術のほうについて目を向けてしまいがちで、自由化とかそういうことに舵を切ってしまうがちですけれども、先日、電気通信事故検証会議のほうで、敷設して20年たって、海底の中でぼろぼろになって、ちぎれてしまった光ファイバの動画を見させていただきまして、非常に衝撃を受けまして、今後、そういう通信インフラ、日本中、先ほどの日本の通信の状況はよいとか、最先端、光ケーブル

の普及率が高いとかというお話もあったと思うんですけども、そういうものが多分一気に崩壊するような未来というの、地に足をつけて考えていけないといけないかなど。最悪の事態をどう避けるかという、そういうことも本当に議論に入れていけないといけない。

今回、全国離島振興協議会の方とか、そういう方々が光ケーブルの敷設とかの話で、参加して下さっていたときに若干そういう話が出たと思いますけれども、もう一度、そういう人口が減った段階で、国民に広くあまねくとかそういうものと、それからクラウドネイティブ化とか、これからの未来の話というのを、もう一度、全体を通して考えた上で結論をしていくことというのは、すごく重要だなというのをしみじみと思っている次第です。

感想ですけれども、話させていただきました。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。これについても御意見ということで、取り組んでいただければと思います。

ほかよろしいですか。それでは、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。

(4) その他

○山内主査　今後のスケジュールについて、事務局から御説明いただきます。

○柳迫事業政策課調査官　資料の9-6を御覧ください。

次回、第10回委員会の日程等につきましては、現在調整中でございますので、別途御案内いたします。引き続き、よろしく申し上げます。

○山内主査　ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、小森政務官からまた御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小森総務大臣政務官　今日は事業者からのヒアリング、そして財務省からのヒアリング、そして先生方の意見交換ということで、大変盛りだくさんの内容でありましたけれども、本日も熱心に御議論いただきまして、御礼申し上げます。

新経済連盟、アマゾン ウェブ サービス ジャパン、クアルコムジャパン、そして財務省からお話をいただいて質疑をしていただきました。既に皆さん、退室されてしまっておりますけれども、当委員会の議論に貴重な材料を提供していただいたと思っております。

ますので、御礼を申し上げておきたいと思います。

秋も深まってきて、日が暮れる時間も随分早くなってきたなどひしひしと感じておりますけれども、引き続き、委員の皆様方の精力的な御議論をお願い申し上げまして、本日の私からの御礼の御挨拶にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○山内主査 小森政務官、ありがとうございました。

閉 会

○山内主査 それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第9回の会合を閉会といたします。本日は御協力をいただきまして、ありがとうございました。